

3 地域交通の人材育成・確保等に活用可能な施策【総務省】

(1) 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業

- 過疎地域等の集落において深刻化する医療や福祉対策、日常生活機能の確保などの課題に対応するため、「集落ネットワーク圏」において、生活の営み(日常生活支援機能)や生産の営み(地域産業)を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を支援する。
- 集落ネットワーク圏において、地域運営組織等が住民や各種団体との話合いの結果に基づき作成した、地域の目指すべき将来像とその実現に向けた方策に係る計画(活性化プラン)に基づき取り組む事業が対象となり、地域交通に関する取組としては、アプリ等を活用した高齢者の買物支援や、地域交通の専門的知識を有するアドバイザー・事業者の活用などが考えられる。
- 石川県七尾市の「鉦打ふるさとづくり協議会」は、農村型の地域運営組織として運営する交通空白地有償運送であるニコニコ便の増便／デマンド運行の実証実験などが行われた。

図表 3-15 過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業



(2) 地域おこし協力隊

- 「地域おこし協力隊」は、都市部から過疎地域等の条件不利地域に一定期間移住した「協力隊員」が、地方公共団体の委嘱を受けて地域の問題解決や活性化のための活動(地域協力活動)を行い、その地域への定住・定着を図る制度で、対象経費について特別交付税が措置される。
- 北海道美幌町では、公共交通の運転手不足に対応するため、バスの運転手となる地域おこし協力隊を募集し、2名が路線バスの運転手として活動をしている。

図表 3-16 地域おこし協力隊



出典：総務省資料

(3) 特定地域づくり事業協同組合

- 「特定地域づくり事業協同組合」は、人口急減地域において、複数事業所で設立した組合で雇用した職員を、組合員である事業所に派遣する仕組みであり、対象経費について特別交付税が措置される。
- 事業所単位で見ると年間を通じた仕事がない中で、地域の仕事を組み合わせることにより年間を通じた仕事を創出する。
- 島根県知夫村では、「特定地域づくり事業協同組合」として設立された「YADDO 知夫里島」が移住者を雇用し、知夫村の交通空白地有償運送を委託する「一般社団法人ぐるーり知夫里島」に2名の職員を派遣している（その後、2名の職員は「一般社団法人ぐるーり知夫里島」の正社員として就職している）。

図表 3-17 特定地域づくり事業協同組合

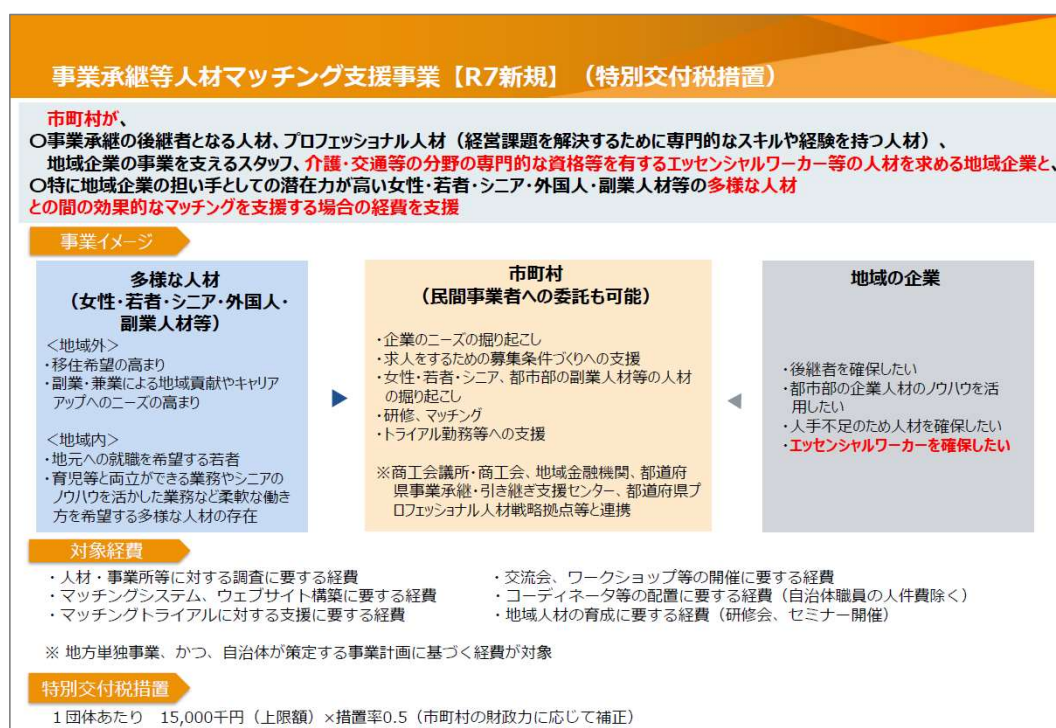


出典：総務省資料

(4) 事業承継等人材マッチング支援事業(※令和7年度より)

- 「事業承継等人材マッチング支援事業」は、令和7年度からの新規事業であり、事業承継の後継者となる人材、プロフェッショナル人材、地域企業の事業を支えるスタッフ、介護・交通等の分野の専門的な資格等を有するエッセンシャルワーカー等の人材を求める地域企業と、多様な人材との間の効果的なマッチングを支援する。
- 市町村から民間事業者へ委託することも可能であり、「人材・事業等に対する調査」や「マッチングシステム、ウェブサイトの構築」、「交流会、ワークショップ等の開催」などの経費が対象となる。1団体あたり、対象事業費(上限:1,500 万円)の50%(市町村の財政力に応じて補正)が特別交付税により措置される。

図表 3-18 事業承継等人材マッチング支援事業



出典:総務省資料